

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域を指定したので、同条第4項の規定において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和7年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

休猟区のうち第二種特定鳥獣ニホンジカ及び第二種特定鳥獣イノシシが捕獲できる区域

(1) 区域

森山特例休猟区、中津良特例休猟区及び吉田・櫛特例休猟区の全部

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和10年10月31日まで（3年間）